

福島県立医科大学附属病院再整備基本設計・実施設計業務 に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務名

福島県立医科大学附属病院再整備基本設計・実施設計業務（以下「本業務」という。）

2 業務の概要

(1) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで（予定）

(2) 業務内容

別紙「福島県立医科大学附属病院再整備基本設計・実施設計業務仕様書」のとおり

(3) 担当部署

福島県立医科大学病院管理課

(4) 見積上限

1,648百万円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

3 趣旨

この要領は、本業務を委託するにあたり、事業者から技術提案を受け、柔軟な発想力や高度な設計・調整能力、病院建設に関する豊富な知識・経験及び質の高い建物を適正な建設費で整備するための資質を有する設計者を特定するため、公募型プロポーザル方式の実施に係る手続きについて必要な事項を定めるものである。

4 プロポーザルのスケジュール

項目	日程
公募開始	令和7年2月26日（水）
参加表明に関する質疑の受付期間	令和7年2月26日（水）～令和7年3月3日（月）
質疑に対する回答期限	令和7年3月6日（木）
参加表明に係る書類の提出期限	令和7年3月10日（月）
参加資格要件の審査結果通知	令和7年3月17日（月）
技術提案に関する質疑の受付期間	令和7年3月17日（月）～令和7年3月24日（月）
質疑に対する回答期限	令和7年3月28日（金）
技術提案に係る書類又は辞退届の提出期限	令和7年4月25日（金）
一次審査（技術提案書等の審査）	令和7年5月中旬 ※予定
一次審査の結果通知	令和7年5月中旬 ※予定
二次審査 （プレゼンテーション・ヒアリングの審査）	令和7年5月下旬 ※予定
二次審査結果の通知・公表	令和7年5月下旬 ※予定

5 参加資格要件

本プロポーザルへの参加を希望する者（以下、「参加希望者」という。）は、次の要件を全て満たしていること。

- (1) 過去10年間（平成27年4月1日以降）に、国、独立行政法人国立病院機構、国公立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病院をいう。）の新築、改築又は増築（許可病床数300床以上に限る。）に係る基本設計又は実施設計の元請としての業務実績を3件以上有すること。ただし、改築又は増築については、その設計対象部分が300床以上のものに限る。
- (2) 過去10年間（平成27年4月1日以降）に、免震構造の建築物の新築、改築又は増築に係る基本設計又は実施設計の元請として業務実績を3件以上有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (4) 令和7・8年度福島県建設工事等請負有資格業者名簿において「建築設計」に登録されていること。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- (6) 本学及び福島県から業務委託契約等に係る指名停止等を受けていない者であること。
- (7) 暴力団（暴力団による不当な行為の防止等に関する法律第2条第1項第2号の規定によるもの）、暴力団の構成員又は暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者が経営、運営に関係していないこと。
- (8) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- (9) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (10) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の3第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であり、建築士法の規定に基づく建築士事務所の閉鎖期間中の者でないこと。
- (11) 単体企業での参加とすること。
- (12) 次のアからウまでに掲げる者に該当しないこと。
 - ア 本学が設置するプロポーザル審査委員会（以下「審査会」という。）の委員
 - イ アに掲げる者が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者
 - ウ アに掲げる者の研究室に所属する者

6 業務実施条件

参加希望者は、次の条件を全て満たす技術者を配置すること。

技術者	資格	経験年数	再委託	業務実績
管理技術者 (統括責任者)	一級建築士	13年以上	不可	・「5参加資格要件(1)」の業務実績のうち、管理技術者又は主任技術者(建築総合)として3件以上
主任技術者 (建築総合)	一級建築士	5年以上	不可	・「5参加資格要件(1)」の業務実績のうち、主任技術者(建築総合)として1件以上
主任技術者 (構造)	構造設計一級建築士	5年以上	不可	・「5参加資格要件(2)」の業務実績のうち、主任技術者(構造)として1件以上
主任技術者 (電気設備)	建築設備士又は設備設計一級建築士	5年以上	可	・「5参加資格要件(1)」の業務実績のうち、主任技術者(電気設備)として1件以上
主任技術者 (機械設備)	建築設備士又は設備設計一級建築士	5年以上	可	・「5参加資格要件(1)」の業務実績のうち、主任技術者(機械設備)として1件以上
担当技術者 (外構)	特になし	5年以上	可	・特になし

- (1) 上記の配置予定技術者は、公告時点において提出者の組織と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有していること。
- (2) 上記の配置予定技術者における経験年数とは、次に掲げる実務に従事した期間を指す。
 - ア 建築物の設計(建築士法第21条に規定する設計)に関する実務
 - イ 建築物の工事監理に関する実務
 - ウ 建築工事の指導監督に関する実務
- (3) 管理技術者(統括責任者)は、各主任技術者(建築総合・構造・電気設備・機械設備)及び担当技術者(外構)を兼ねることができない。
- (4) 主任技術者(建築総合)は、他の各主任技術者(構造・電気設備・機械設備)を兼ねることができない。ただし、担当技術者(外構)との兼任は可とする。
- (5) 上記以外の兼任は不可とする。

7 参加表明手続き

- (1) 参加表明に係る書類の提出

参加希望者は、次に定めるところにより参加表明に係る書類(以下「参加表明書等」という。)を作成し、提出するものとする。

- ア 提出書類 別紙「参加表明書等作成要領」による。
- イ 提出期間 令和7年2月26日(水)～令和7年3月10日(月)17時必着
- ウ 提出先 公立大学法人福島県立医科大学病院管理課

〒960-1295 福島市光が丘1番地

メール bkeieig@fmu.ac.jp

電話 024-547-1021

FAX 024-547-1988

エ 提出方法 郵送、持参又は電子メールによる

※郵送の場合、簡易書留郵便により送付とし、提出した旨を「ウ 提出先」に電話で連絡する。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）の9時～17時までとする。

オ 提出部数 原本1部及びデータ

（※持参又は送付する場合、データは、様式に従って記入し内容をPDF化し、CD-Rにて提出を行う。なお、CD-Rには、業務名及び会社名を明記すること）

(2) 本プロポーザルへの参加表明に関する質疑応答

本プロポーザルへの参加表明に関する質問は次に定めるところによる。

なお、質問事項は参加表明に関する事項に限ることとし、審査に関する質問は受け付けない。

ア 受付方法 質問書（様式第1号）のデータ（Excel形式）を添付し、電子メールにより「（1）ウ」に送信すること。

※件名を「附属病院再整備基本設計・実施設計業務の参加表明に関する質問」とすること。

※電話・口頭等による質問への対応は行わない。

イ 受付期間 令和7年2月26日（水）～令和7年3月3日（月）正午必着

ウ 回答方法 電子メールで回答するほか、本学ホームページで公表する。

<http://www.fmu.ac.jp>

エ 回答日 令和7年3月6日（木）

(3) 参加資格要件及び業務実施条件の審査

「5 参加資格要件」及び「6 業務実施条件」を満たすか確認を行い、令和7年3月17日（月）に次に掲げる事項を記載した「参加資格審査結果通知書」を送付する。

ア 参加資格を満たすと認められた者（以下「参加要請者」という。）にあっては、参加資格要件及び業務実施条件を満たす旨並びに技術提案に係る書類（以下「技術提案書等」という。）の提出を要請する旨

イ 参加資格を満たさないと認めた者にあっては、参加資格要件及び業務実施条件を満たさない旨

(4) 既存図面等の貸与

参加表明書等（秘密保持に関する誓約書（様式第9号）を含む）を提出した者に対し、図面等資料をCD-Rにて貸与する。

ア 貸与日 7（1）イに同じ

イ 貸与場所 7（1）ウに同じ

8 技術提案書等

(1) 技術提案書等の提出

参加要請者は、次に定めるところにより技術提案書等を作成し、提出するものとする。

ア 提出書類 別紙「技術提案書等作成要領」による。

イ 提出期間 令和7年4月25日（金）17時必着

ウ 提出先 7（1）ウに同じ

エ 提出方法 郵送又は持参による

※郵送の場合、簡易書留郵便により送付とし、提出した旨を「ウ 提出先」に電話連絡する。

※持参による提出の受付時間は、月～金曜日（祝日を除く）の9時～17時までとする。

オ 提出部数 原本1部及びデータ

（※データは、様式に従って記入し内容をPDF化し、CD-Rにて提出を行う。なお、CD-Rには、業務名及び会社名を明記すること）

(2) 本プロポーザルの技術提案に関する質疑応答

本プロポーザルの技術提案に関する質問は次に定めるところによる。

なお、質問事項は技術提案に関する事項に限ることとし、審査や課題テーマに関する質問は受け付けない。

ア 受付方法 質問書（様式第10号）のデータ（Excel形式）を添付し、電子メールにより送信すること。

メールアドレス： bkeieig@fmu.ac.jp

※件名を「附属病院再整備基本設計・実施設計業務の技術提案に関する質問」とすること。

※電話・口頭等による質問への対応は行わない。

イ 受付期間 令和7年3月17日（月）～令和7年3月24日（月）正午

ウ 回答方法 7（2）ウに同じ

エ 回答日 令和7年3月28日（金）

(3) 参加の辞退

参加要請者が参加を辞退したい場合、次に定めるところにより辞退届を作成し提出すること。

ア 提出書類 辞退届（様式第15号）

イ 提出期限 令和7年4月25日（木）17時必着

ウ 提出先 7（1）ウに同じ

エ 提出方法 7（1）エに同じ

9 技術提案の審査

(1) 審査委員会の設置

プロポーザル実施から優先交渉権者の特定までを行うため、下記構成による「福島県立医科大学附属病院再整備基本設計・実施設計業務公募型プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置する。

役職	所属・職・氏名
委員長	東北工業大学建築学部建築学科 教授 石井 敏
委員	芝浦工業大学建築学部建築学科 教授 小菅 瑠香
委員	福島県農業協同組合白河厚生総合病院 名誉院長 前原 和平
委員	福島県総務部次長
副委員長	福島県立医科大学副理事長
委員	福島県立医科大学理事（医療・臨床教育担当）
委員	福島県立医科大学理事（企画・管理運営担当）
委員	福島県立医科大学法人経営室長

※審査委員会構成内訳 技術系委員：2名、医療系委員：3名、事務系委員：3名

(2) 技術提案書等の審査

提出された技術提案書等に対し、審査委員会において次に定めるところにより2段階方式による審査を行い、優先交渉権者及び次点者を特定する。

ア 提出された技術提案書等の審査（以下「技術提案書等一次審査」という。）

イ 技術提案書等一次審査の通過者によるプレゼンテーション及びヒアリングの審査（以下「技術提案書等二次審査」という。）

(3) 技術提案書等一次審査及び結果通知

審査委員会において、次に定めるところにより審査を行い、技術提案書等二次審査の参加者を3～5者程度選定する。また、選定後に技術提案書等の提出者全員に対し「技術提案書等一次審査結果通知書」を送付し、技術提案書等二次審査の参加者に対しては「技術提案書等二次審査への参加要請書」も併せて送付する。

ア 審査実施日 令和7年5月中旬 ※予定

イ 審査項目 別紙「技術提案書等作成要領」に基づき審査する。

ウ 結果通知日 令和7年5月中旬 ※予定

(4) 技術提案書等二次審査

審査委員会において、技術提案内容をより深く理解するため、参加者によるプレゼンテーション及びヒアリングの審査を行い、優先交渉権者及び次点者を特定する。

ア 実施日 令和7年5月下旬 ※予定

※ 日時及び実施場所の詳細は、技術提案書提出要請時に併せて通知する。

イ 出席者 技術提案書等二次審査への出席者は、配置を予定している管理技術者（統括責任者）及び主任技術者（建築総合）を含む4名までとする。

ウ 所要時間 プレゼンテーションに係る時間：20分以内
ヒアリングに係る時間：10分程度

エ 審査項目 別紙「技術提案書等作成要領」に基づき審査する。

オ その他 ・プレゼンテーションの内容は提出済みの技術提案書等のみに基づくものとし、当日の別資料の配付は認めない。
・プレゼンテーションは、本学で準備するモニタを用いて説明できるものとするが、パソコンは参加者側で準備すること。

(5) 技術提案書等二次審査の結果通知及び公表

優先交渉権者の特定後、速やかに、技術提案書等二次審査の全ての参加者に対して「技術提案書等二次審査結果通知書」を送付するとともに、次のとおり公表する。

なお、参加者が1者のみであった場合は、審査委員会による採点の合計得点率が6割以上で、かつ受託候補者として適当であると認められた場合のみ、優先交渉権者とする。

ア 公表日 令和7年5月下旬 ※予定

イ 公表内容 優先交渉権者及び次点者の名称並びに技術提案書（様式第12号）、審査経過及び技術提案書等二次審査の参加者に対する講評

ウ 公表方法 本学ホームページにより公表する。

エ その他 審査内容は非公開とし、結果及び経過についての問合せ並びに異議申立ては受け付けない。

10 資格の喪失に関する事項

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 提出書類の提出日、提出場所、提出方法及び記載等が本要領に適合しなかったとき。
- (2) 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていなかったとき。
- (3) 提出書類に虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。
- (4) 提出書類に許容された表現方法以外の表現方法が用いられていたとき。
- (5) 本プロポーザルの参加者及び関係者が、審査委員に対する事前説明、事前連絡など公正な審査を妨げる行為をしたとき。
- (6) その他、技術提案にあたり著しく信義に反する不正行為等があったと認められたとき。

11 契約に関する基本事項

(1) 優先交渉権者との協議

優先交渉権者が特定された後、本学と優先交渉権者が協議を行い、必要に応じて別紙「福島県立医科大学附属病院再整備基本設計・実施設計業務仕様書」の追加・修正等を行う。

(2) 契約の締結

本学は優先交渉権者から見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。なお、優先交渉権者との調整・協議が不調に終わった場合、次点者と交渉する。

(3) 契約保証金

ア 業務委託候補者が契約を締結する際には、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあっては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとする。

ウ 福島県立医科大学契約細則第39条第1項ただし書き（別記2）に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の減免については、業務委託候補者に別途通知する。

オ 契約保証金の納付及び還付については、別に定めるところによる。

(4) 契約書の作成を要する。

12 その他

- (1) 本事業の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、参加者の負担とする。
- (3) 技術提案書等の著作権は、当該技術提案書等を作成した者に帰属するものとする。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 参加表明書等及び技術提案書等の審査を行うため、必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出された書類は、参加者に無断で本プロポーザル以外の用に使用しない。
- (7) 本プロポーザルに関し、参加者は、この実施要領に定めるもののほか、その他法令等に定める規定を順守しなければならない。
- (8) 本業務の受託者は、関連する他の業務が発注されている場合は、円滑に業務を遂行するために相互に協力しつつ、その受託者と必要な協議を行わなければならない。
- (9) 技術提案書等一次審査、技術提案書等二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング審査）は非公開とする。
- (10) 本プロポーザルは、その契約に係る予算が成立し、令和7年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、本プロポーザルの効力を生じる。

13 Summary

- (1) Name of the projects:
Preliminary design and detailed design for the redevelopment of Fukushima Medical University Hospital
- (2) Submission deadline Time limit of tender:
April 25 2025, 5:00 pm JST
- (3) Contact point:
Hospital Management Division, Fukushima Medical University
1 Hikarigaoka, Fukushima City, Fukushima Prefecture, 960-1295, JAPAN
Phone: +81-24-547-1021 Fax: +81-24-547-1988 Email: bkeieig@fmu.ac.jp